

ID: 12

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	認可地縁団体印鑑登録証明書の交付		
例規名 根拠条項	八頭町認可地縁団体印鑑条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第16号		
【根拠条文】			
(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)			
第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、町長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により自ら申請しなければならない。			
2 町長は、前項の規定による申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い当該申請が適切であることを確認した上で、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日